

逗子市災害時通信ボランティアに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の災害時に電話回線の利用が不能又は著しく困難な場合に逗子市が行う救援活動を支援するための通信活動を行う通信ボランティアについて必要な事項を定めることにより、逗子市内におけるきめ細かな災害情報を迅速に収集・伝達することを図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常通信事態 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第52条第4号に規定する非常通信を行う必要がある状況をいう。
- (2) 災害対策本部 逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱（昭和40年6月18日施行）第1条に規定する逗子市災害対策本部をいう。

(活動内容)

第3条 市長は、次条に規定する要件を満たす者（以下「登録対象者」という。）のうち、希望する者を逗子市災害時通信ボランティア（以下「通信ボランティア」という。）として登録し、通信ボランティアは、次に掲げる活動に従事することが可能な場合に当該活動に従事する。

- (1) 非常通信事態において、市内の災害情報の収集・伝達をすること。
- (2) 非常通信事態において、市長の要請により災害対策本部及び地区防災拠点等（以下「災害対策本部等」という。）に参集し、アマチュア無線による通信に協力すること。
- (3) 通信訓練等
- (4) その他、登録対象者の操作の範囲に属する操作で、特に市が指示すること。

(登録要件)

第4条 登録対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、18歳以上であること。
- (2) 法第40条第1項に規定する無線従事者の資格のうち、第4級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作を行うことのできるものを有すること。

(登録手続き)

第5条 通信ボランティアに登録しようとする登録対象者は、逗子市災害時通信ボランティア登録申込書(第1号様式)に、前条第2号に規定する資格の免許証(以下「無線従事者免許証」という。)の写しを添えて市長に申し込むものとする。この場合において、法第14条第1項に規定する無線局の免許状(以下「無線局免許状」という。)を所有する登録対象者は、その写しを併せて添えなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに登録の可否を決定するとともに、申込みをした者に対し、逗子市災害時通信ボランティア登録可否決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 通信ボランティアの登録期間は、登録した日の属する年度の初日から起算して3年を経過する日までとする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する前に通信ボランティアの登録者(以下「登録者」という。)に対し更新の有無を確認するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、通信ボランティアの登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から逗子市災害時通信ボランティア登録解除申出書(第3号様式)による申出があったとき。
- (2) 第4条各号に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録期間が満了し、登録者の更新の意思を確認できないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が通信ボランティアとして適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を解除した場合においては、逗子市災害時通信ボランティア登録解除通知書(第4号様式)により登録者に通知するものとする。

(登録情報の管理)

第8条 市長は、逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)に基づき、通信ボランティアの登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

(登録証明)

第9条 市長は、登録者に対し逗子市災害時通信ボランティア登録証明書(第5号様式)

及び腕章（別図）を交付し、また、無線局免許状を有する登録者のうち希望する者に門標（別図）を交付する。

2 登録者は、第3条各号に掲げる活動に従事する場合には、無線従事者免許証とともに、前項の登録証明書及び腕章を携帯し、及び着用しなければならない。

3 門標の交付を受けた登録者は、門標を自宅の玄関等見えやすいところへ掲示しなければならない。

4 登録者は、登録証明書、腕章及び門標（以下「証明書等」という。）を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したとき若しくはその記載事項に異動があったときは、逗子市災害時通信ボランティア登録証明書等紛失等届（第6号様式）に当該証明書等を添えて、速やかに届け出るものとする。ただし、紛失その他の理由により証明書等を添付できないと市長が認めるときは、当該証明書等の添付を要しないものとする。

5 市長は、前項の場合において、証明書等を再交付するものとする。

6 登録者は、第7条第1項の規定に該当したときは、証明書等を速やかに市長に返納しなければならない。

7 登録者は、証明書等を他人に譲渡又は貸与してはならない。

（日常の備え）

第10条 登録者は、第3条各号に掲げる活動を円滑に行えるよう日頃から機器の操作習熟、機材の整備等に努めるとともに、市が主催する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（開局及び通信）

第11条 登録者は、市内に震度5強以上の地震が発生し、電話回線の利用が不能又は著しく困難な場合において、市長から活動要請を受けたときは、自己の責任において無線局を開局し、第3条第1号に規定する活動に従事するよう努めるものとする。この場合において、市へ伝達すべき情報はおおむね次のとおりとする。

- (1) 負傷者情報（住所、人数等）
- (2) 火災情報（出火場所の住所、延焼棟数又は面積、延焼方向等）
- (3) 建物倒壊情報（住所、倒壊棟数等）
- (4) 生き埋め情報（住所、人数等）
- (5) 道路障害情報（落橋、道路崩壊、交通渋滞、がけ崩れ等による道路閉そく等の場

所又は区域等)

(6) ライフライン情報 (ガス (特に漏えい区域の情報)・電気・水道・電話の障害等)

(7) 避難情報 (各避難場所ごとの避難者数等)

2 登録者は、前項各号のほか、市民からの救急、消防及び警察等への通報依頼に対し、災害対策本部等を通じて通報するものとする。

(閉局)

第12条 前条第1項の規定による無線局の閉局は、市長の閉局宣言によって行うものとする。

(報告)

第13条 第11条の規定により非常通信を行った場合における法第80条の規定による総務大臣への報告は、登録者個人が行う。

(庶務)

第14条 災害時における通信ボランティアに関する事務は、防災課で行う。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。